

循社第655号  
令和2年7月29日

一般社団法人熊本県産業資源循環協会 御中

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課長  
(公印省略)

令和2年7月豪雨災害により被害を被った事業者の権利利益に係る満了日の  
延長に関する措置の適用について(通知)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3  
条の規定に基づき、令和2年7月豪雨災害に係る被災者の権利利益の保全等を図ることを  
目的として、特定被災区域内において業を行い、下記に該当する産業廃棄物処理業者の  
許可の有効期間の満了日を令和2年12月28日まで延長しますので通知します。

記

- 1 令和2年7月豪雨の被害を被っており、当該延長措置の適用を受ける意思を有する  
者  
※申出書の提出をお願いします(任意様式:延長措置の適用を受ける意思を有する  
旨及び被害の状況を記載してください。)
- 2 産業廃棄物収集運搬業者にあつては、熊本県内において業を行う許可を有している  
者で、有効期間が令和2年12月27日以前に満了する者
- 3 産業廃棄物処分業者にあつては、当該許可に係る事業の用に供する施設等の所在  
地が特定被災区域内に存在する者で、有効期間が令和2年12月27日以前に満了す  
る者

【問合せ】

熊本県循環社会推進課

吉川、関、谷口

TEL 096-333-2278



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

(告示)

○令和二年七月豪雨による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件(環境六三)

告示

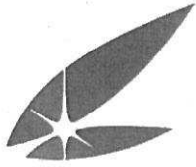
○環境省告示第六十三号

令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(令和二年政令第二百二十三号)により指定された令和二年七月豪雨による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和二年七月十七日

環境大臣 小泉進次郎

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
温泉法(昭和二十三年法律第二百十五号)第三条第一項の規定による土地の掘削の許可であつて、同法第五条第一項の規定により、令和二年十二月二十七日以前にその有効期間(同条第二項の規定により更新されたものを含む)が満了するもの	令和二年七月豪雨に際し災害救助法(昭和二十二年法律第八十八号)が適用された同法第二条(以下「特定被災区域」という。)内において当該許可に係る工事を行う者	令和二年十二月二十八日
温泉法第十一条第一項の規定による増掘又は動力の装置の許可であつて、同条第二項及び第三項において読み替えて準用する同法第五条第一項の規定により、令和二年十二月二十七日以前にその有効期間(同法第十一条第二項及び第三項において読み替えて準用する同法第五条第二項の規定により更新されたものを含む)が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る工事を行う者	
自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第三十条第三項又は第二十一条第三項の規定による許可であつて、同法第三十二条の規定に基づく条件により、令和二年十二月二十七日以前に当該許可に係る行為を行うことができる期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る行為を行う者	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第七條第一項の規定による許可であつて、同条第二項の規定により、令和二年十二月二十七日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	



7月15日22時00分公表

令和2年7月15日  
内閣府（防災担当）

## 令和2年7月3日からの大雨による災害にかかる 災害救助法の適用について【第10報】

### 1. 災害の概要

令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、全国で8県67市町村にそれぞれ災害救助法の適用を決定した。

	自治体名	市	町	村	計
1	長野県	4	4	6	14
2	岐阜県	6	0	0	6
<u>3</u>	<u>島根県</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>
4	福岡県	4	0	0	4
<u>5</u>	<u>佐賀県</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>
6	熊本県	9	12	5	26
7	大分県	2	2	0	4
8	鹿児島県	<u>9</u>	<u>2</u>	0	<u>11</u>
<u>8</u> 県合計		<u>36</u>	<u>20</u>	11	<u>67</u>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p><b>【長野県】</b>  松本市  (まつもとし)  飯田市  (いいだし)  伊那市  (いなし)  安曇野市  (あづみのし)  上伊那郡宮田村  (かみいなぐんみやだむら)  下伊那郡阿南町  (しもいなぐんあなんちよう)  下伊那郡阿智村  (しもいなぐんあちむら)  下伊那郡下條村  (しもいなぐんしもじようむら)  下伊那郡売木村  (しもいなぐんうるぎむら)  木曾郡上松町  (きそぐんあげまつまち)  木曾郡南木曾町  (きそぐんなぎそまち)  木曾郡王滝村  (きそぐんおうたきむら)  木曾郡大桑村  (きそぐんおおくわむら)  木曾郡木曾町  (きそぐんきそまち)</p> <p><b>【岐阜県】</b>  高山市  (たかやまし)  中津川市  (なかつがわし)  恵那市  (えなし)  飛驒市  (ひだし)  郡上市  (ぐじようし)  下呂市  (げろし)</p>	7月8日	令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<u>【島根県】</u> <u>江津市</u> (ごうつし)	7月13日	<u>令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</u>	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用
<u>【福岡県】</u> 大牟田市 (おおむたし) 八女市 (やめし) みやま市 (みやまし) 久留米市 (くるめし)  <u>【佐賀県】</u> <u>鹿島市</u> (かしまし)	7月6日	令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用
<u>【熊本県】</u> 八代市 (やつしろし) 人吉市 (ひとよしし) 水俣市 (みなまたし) 上天草市 (かみあまくさし) 天草市 (あまくさし) 葦北郡芦北町 (あしきたぐんあしきたまち) 葦北郡津奈木町 (あしきたぐんつなぎまち) 球磨郡錦町 (くまぐんにしきまち) 球磨郡多良木町 (くまぐんたらぎまち) 球磨郡湯前町 (くまぐんゆのまえまち) 球磨郡水上村 (くまぐんみずかみむら) 球磨郡相良村 (くまぐんさがらむら)	7月4日	令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
球磨郡五木村 (くまぐんいつきむら) 球磨郡山江村 (くまぐんやまえむら) 球磨郡球磨村 (くまぐんくまむら) 球磨郡あさぎり町 (くまぐんあさぎりちょう)			
荒尾市 (あらおし) 玉名市 (たまなし) 山鹿市 (やまがし) 菊池市 (きくちし) 玉名郡玉東町 (たまなぐんぎよくとうまち) 玉名郡南関町 (たまなぐんなんかんまち) 玉名郡長洲町 (たまなぐんながすまち) 玉名郡和水町 (たまなぐんなごみまち) 阿蘇郡南小国町 (あそぐんみなみおぐにまち) 阿蘇郡小国町 (あそぐんおぐにまち)  <b>【大分県】</b> 日田市 (ひたし) 由布市 (ゆふし) 玖珠郡九重町 (くすぐんここのえまち) 玖珠郡玖珠町 (くすぐんくすまち)	7月6日	令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
<b>【鹿児島県】</b> 阿久根市 (あくねし) 出水市 (いずみし) 伊佐市 (いさし)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
出水郡長島町 (いづみぐんながしまちょう) 鹿屋市 (かのやし) 曾於市 (そおし) 志布志市 (しぶしし) 垂水市 (たるみずし) 薩摩川内市 (さつませんだいし) いちき串木野市 (いちきくしきのし) 曾於郡大崎町 (そおぐんおおさきちょう)	7月4日	令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

## 2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置等

### 本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

阿部、横田、森戸、袖上、山地

TEL 03-5253-2111（内線51276）

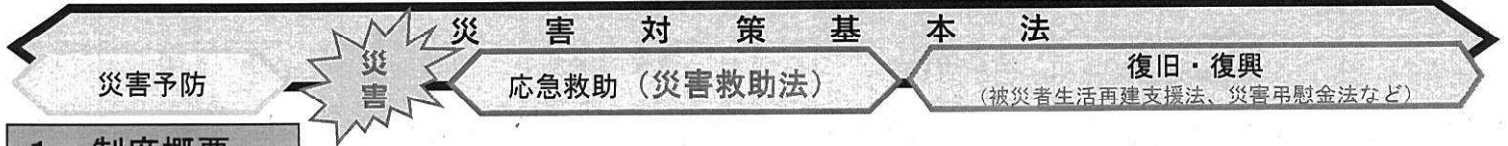
03-3503-9394（直通）



# 災害救助法 (S22年法118) の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応するための法律である。



## 1. 制度概要

- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「法定受託事務」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において現に救助を必要とする者に行う。
  - ① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
  - ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号）

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体（基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	救助の実施主体（法2条） (救助実施の区域を除く（法2条の2）)
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 (法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可 (法13条1項)
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50 (残りは国が負担)（法21条）

## 2. 救助の種類、程度、方法及び期間

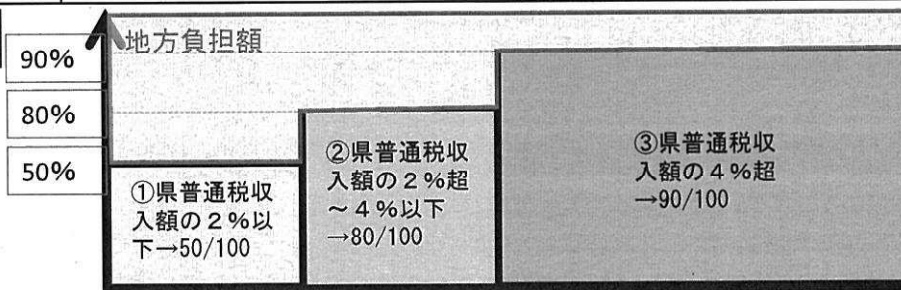
(1) 避難所の設置 (S22～)	(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 (S22～)	(9) 学用品の給与 (S22～)
(2) 応急仮設住宅の供与 (S28～)	(6) 医療及び助産 (S22～)	(10) 埋葬 (S22～)
(3) 炊き出しその他による食品の給与 (S22～)	(7) 被災者の救出 (S28～)	(11) 死体の捜索・処理 (S34～)
(4) 飲料水の供給 (S28～)	(8) 住宅の応急修理 (S28～)	(12) 障害物の除去 (S34～)

- 一般基準：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準**(※)に従い、**あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。**（※平成25年内閣府告示第228号）
- 特別基準：**一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準**(※)**を定めることができる。**（※令第3条第2項）

## 3. 救助の基本5原則

○平等の原則	現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件を問わずに、等しく救助の手を差し伸べなければならない。
○必要即応の原則	応急救助は被災者への見舞制度ではない。画一的、機械的な救助を行うのではなく、個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なのかを判断して救助を行う。
○現物給付の原則	災害時は物資が不足し、調達も困難となり、金銭がほとんど用をなさないため、救助は現物をもって行う。
○所在地救助の原則	・発災後の緊急時に円滑かつ迅速に救助を行う必要がある。このため、被災者の所在地において救助を行う。 ・旅行者、訪問客、土地の通過者等を含め、その所在地を所管する都道府県知事が救助を行う。
○職権救助の原則	応急救助の性質からして、被災者の申請を待つことなく、都道府県知事はその職権によって救助を行う。

## 4. 国庫負担



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合  
 国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円